

◎みきゃんナンバープレート普及拡大キャンペーンについて

登録開始から多くの申請をいただいている「みきゃんデザインの図柄入りナンバープレート」を、期間新たに申請いただいた方に、もちろんみきゃんマスクをプレゼントするキャンペーンを実施しています。

【募集期間】

11月30日(月)まで

【応募対象者】

11月11日(水)までに「フルカラー」のみきゃんナンバープレートを申請された方

【応募方法】

応募用紙に必要事項を記入し、メール、FAX、又は郵送で提出

■問い合わせ 愛媛県地域政策課
☎ 089-912-2235
☎ 089-912-2256
✉ chikiseisak@pref.ehime.lg.jp



◎農山漁村体験メニューの半額キャンペーン実施中!

イチゴ狩り、ピザづくり体験、あまご釣り、アート体験…などの農山漁村体験メニューの半額キャンペーンを実施しています。県内14市町村から全56事業者、88メニューがキャンペーンに参加しています。期間内であれば、何度でも利用可能です。この機会に、ご家族、ご友人などと振るってご参加下さい。※ご利用には事前予約が必要です。詳しくは、HPをご覧ください。



■体験メニュー提供者の各種申請に関する問い合わせ

(一社)愛媛県観光物産協会
〒790-0004 松山市大街道三丁目6番地1
☎ 089-961-4500
愛媛県農林水産部農政企画局農政課
〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2
☎ 089-912-2514



今治税務署からのお知らせ

●確定申告には、自宅等からのe-Taxをご利用ください。

今治税務署では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、「三密」を避けるための取組を推進していくこととしております。特に所得税の確定申告期は、例年多くの方が来署されますので、「社会的距離」が保てなくなることを危惧しています。

そこで、混雑を避けていただくため、令和2年分の確定申告は、できるだけパソコンやスマホを使った自宅等からのe-Taxでの申告またはプリントアウトして郵送での提出をご検討していただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

「パソコンやスマホから確定申告」の仕方

【STEP1】「国税庁ホームページの確定申告書作成コーナー」へアクセス

⇒税務署に行く手間がかりません!
⇒確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!

【STEP2】申告書を作成

⇒画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます!

【STEP3】税務署へ提出

(1) e-Taxで送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信する方法(用意するものは次の2つ)
・マイナンバーカード

・ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホ
②IDとパスワードで送信する方法
・税務署で発行されたID(利用者識別番号)とパスワード
(※)発行希望の方は本人が直接、本人確認書類(免許証など)をお持ちの上、年内に税務署へお越しください。
(2)印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます。
プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。

●令和2年分年末調整説明会開催中止のお知らせ

税務署では、源泉徴収義務者の皆さまが年末調整事務を適切に実施できるよう、毎年年末調整説明会を開催してまいりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催を中止させていただくことといたしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、年末調整に関する各種情報につきましては、国税庁ホームページに年末調整特集ページの掲載を行うこととしておりますので、そちらをご覧くださいませうお願いいたします。

ふるさとをつくるあなたの一票

上島町長選挙・上島町議会議員選挙

投票日 令和2年10月25日(日) 午前7時～午後8時
※第8投票所は午前7時～午後5時
※第9投票所は午前7時～午後4時

告示日 令和2年10月20日(火)



選挙区と定数

●上島町長選挙 上島選挙区(定数 1)
●上島町議会議員選挙 上島選挙区(定数14)

投票所

●弓削地区 第1投票所 弓削保健センター
第2投票所 弓削総合庁舎
第3投票所 弓削開発総合センター
●岩城地区 第4投票所 岩城総合庁舎
第5投票所 岩城北集会所
●生名地区 第6投票所 生名総合庁舎
第7投票所 生名デイサービスセンター
●魚島地区 第8投票所 魚島地域交流施設
第9投票所 高井神公民館

投票できる人

次の要件に該当し、選挙人名簿に登録されている人

●住所要件 令和2年7月19日以前に転入の届出等をして、住民基本台帳に登録されている人
(※令和2年10月21日以後に転出する人は、転出する日まで期日前投票ができます。詳しくは上島町選挙管理委員会までお問い合わせください。)

●年齢要件 平成14年10月26日以前に生まれた人

町内転居

今回の選挙権がある人で、令和2年10月1日以降に町内転居された人は、転居前住所の投票所で投票していただくことになりますのでご注意ください。

期日前投票

投票日に仕事やレジャーなどの予定がある人は、期日前投票をしましょう。期日前投票のできる場所は住所地で異なりますので、投票所入場券でご確認ください。

期間: 令和2年10月21日(水)～10月24日(土)

場所: 弓削総合庁舎、生名総合庁舎、岩城総合庁舎、魚島総合庁舎
※魚島地区は10月22日(木)のみ高井神公民館
時間: 午前8時30分～午後8時
※魚島総合庁舎は午後6時まで
※10月22日(木)の高井神公民館は午前10時～午後4時

不在者投票

選挙期間中に仕事や旅行などで遠隔地に滞在している場合や、病院や老人ホームなどに入院または入所しているため投票所に行けない場合に、所在地の市区町村の選挙管理委員会や、入院先の病院・老人ホームなどで不在者投票ができます。

投票用紙等の請求手続き等には日数がかかりますので、お早目に上島町選挙管理委員会へお問い合わせください。また、病院への入院や老人ホームへの入所の場合は、自分の意思でお早目に施設職員に申し出てください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で一定の障害のある人、または介護認定で「要介護5」と認定された人は、自宅郵便等による不在者投票をすることができます。

投票用紙の請求は期限がありますので、お早目に上島町選挙管理委員会へお問い合わせください。